

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成 23 年 6 月 3 日

「水質に問題がある」「排水管が汚れている」 ・・・点検商法にご注意を！！

高齢者を狙った悪質な点検商法が発生していますので注意してください。

◆相談事例① ～市水道局職員をかたる悪質商法～

水道局の職員を名乗る若い男性が台所の水を検査すると言って訪れた。コップの水に薬品を入れ、「薄いピンク色になった。サビが出ている証拠！70万円の貯水槽を購入してください！この辺りの家はみんな工事している！」と勧められた。

◆相談事例②

近所で工事をしているという業者が挨拶に来た。ついでにと排水菅の点検をして「汚れていてこのままでは吹き出るから1万円で清掃をします」と言われたため、清掃を依頼した。後日床下の点検にも伺いますと言って帰って行った。

★消費者センターからのアドバイス

1. 業者の説明を鵜呑みにしない！
(水道局が商品を販売することはありません！)
2. 業者名・連絡先を確認しましょう！
3. 訪問販売の場合、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます
4. 不審な勧誘があった場合には、その場で契約せず、家族や知人に相談するなど十分に検討しましょう！



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	他各市町相談窓口